

平成30年第4回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成30年11月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長		山口伸樹	君
副市長	市	近藤慶一	君
教 育 長	育	今泉寛	君

市長公室長	塩畑正志君
総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	市村勝巳君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	安達裕一君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	伊勢山裕君
秘書課長	長谷川康子君
秘書課長補佐	石川幸子君
社会福祉課長	後藤弘樹君
総務課長	西山浩太君
総務課長補佐	石川浩道君
危機管理室長	菊地恵一君
環境保全課長	滝田憲二君
環境保全課長補佐	小里貴樹君

出席議会事務局職員

議会事務局長	渡辺光司
議会事務局次長	堀越信一
次長補佐	若月一
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第4号

平成30年11月13日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番大貫千尋君、18番大関久義君を指名いたします。

一般質問

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一問一答方式及び一括質問一括答弁方式の2方式から選択し、質問願います。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部とも、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは最初に、15番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

〔15番 萩原瑞子君登壇〕

○15番（萩原瑞子君） 15番、政研会の萩原瑞子でございます。一問一答での質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

大項目1、市職員の研修についてです。

①として、入庁時からの研修はどのように行っているのか、ご説明をいただきます。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 15番萩原議員のご質問にお答えをいたします。

入庁時からの研修はどのように行っているかにつきましては、地方を取り巻く環境が大きく変化していく中、限られた人員で急速に変化する社会状況や複雑多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するには、職員一人一人の能力、意欲の向上が必要不可欠となります。

入庁時から、研修と啓発によって、職員個人の能力や意欲の向上を図っており、大きく階層別研修、派遣研修、特別研修の三つに分けて実施をしております。

まず、階層別研修は、新規採用職員研修として、年度当初に庁内研修を6日間、その後、ボランティア研修及び体験研修等を行っております。それ以降、2年次、3年次、5年次、10年次、係長、主査、課長補佐、課長と、それぞれの職責ごとに必要な能力を養う研修を行っております。

また、派遣研修として、茨城県自治研修所や市町村アカデミー等の専門的な分野のプログラムに参加をしております。

そのほか特別研修といたしまして、市議会と共催で行う地方自治研究講演会や業務終了後に自主的に行うトワイライトセミナー等を実施しているところでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 職員勤務約40年の間には、階層別に研修をされ、また、そのほかにも多くの研修をされていることがわかりました。

それでは、その中で、新規採用職員の研修について詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 年度当初に行う6日間の庁内研修では、総合計画による行政状況の把握や財政状況、組織機構の研修、公務員としての基礎知識を学ぶために、地方自治法、地方公務員法、文書の取り扱いなどについて、内部講師が研修を行います。

また、外部講師を招き、公務員としての身だしなみ、立ち居振る舞い、挨拶、言葉遣い、来客対応、電話対応など、実習を踏まえた接遇全般、さらに、公務員として求められるも

の、心構え、公務員倫理などを学びます。

そのほか情報セキュリティー、メンタルヘルス、また、笠間市を知るために笠間の歴史について学ぶとともに、市内の公共施設見学を行っております。

その後も1年を通して、植樹祭やオオキンケイギク抜き取り作業などのボランティア研修、笠間のまつり、陶芸体験などの地場産業体験研修、市政に対するさまざまな意見を聞くため、区長懇談会や市議会の傍聴などを経て、1月には入庁時からを振り返り、後進を迎えるため、ブラッシュアップ研修を行っております。

また、配属された課では、所属長を中心に周囲の職員が目を配り、日々の業務、現場の中で新規採用職員の育成に努めているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 年間を通して、忙しいほどの研修をしているということがわかりました。

職場へなれていくことは大変ではないかと思えます。ある企業では、若い方は、電話といえば携帯電話を使用しているため、きちんとした受け答えができないので、電話の持ち方から対応の仕方と、採用時に教えているところもあると聞きました。

新規採用職員の研修はとても重要だと思えます。研修を重ねて立派な社会人となり、公務員としての自覚を深め、笠間市のために働く意欲と責任感が培われるものと思えます。配属された課において、先輩の方々の指導、そしてお互いの意識を高めていくことは大切ではないかと思えます。

まず、研修についてお伺いしたということは、笠間市民の声を私は聞かされました。その内容なんですけれども、窓口の対応について、こんな声をいただきました。

窓口に立っているのを、見てみないふりをして声をかけてくれない。また、笠間に転入し、手続するために来庁したとき、何と冷たい笠間市に来てしまったのかと感じたそうです。

また、市職員OBの方で部長職を経験された方も、窓口に立ってもすんなり出てこない、きちんとした研修をしているのだろうかというような意見をいただいたので、研修についての内容を伺いました。

私は、私的なことで手続をすることがありますが、窓口の対応はきちんとしてしていると話しますと、萩原さんは議員だから対応が違うのではないかとよく言われますけれども、議員を特別に対応していただく必要は全くありません。職員の中には、私が議員であることを知らない方もいらっしゃいます。名前はどなた様ですかと言われることも、たびたびあります。

市民の方の窓口に対する声、感想については、どのようにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 接遇の話だと思いますけれども、窓口の対応というのは、

市民の市役所に対する印象を決定する場でもありますので、特に重要というふうに考えております。

気づいたらすぐに声をかける、ほかの方の対応中であっても、しばらくお待ちくださいなど声をかけ、ほっておかれるという印象を与えないように注意することが必要であるというふうに考えております。また、声かけは大きい声ではきはきと、相手に届くよう明るい印象で行うことが大切であるというふうに考えております。職員のほうに再度周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうですね。本当に、来た方が気持ちよく帰っていただくために、皆さんでよく話し合いを持っていただきたいなと思っております。

また、別な角度から、窓口で手続の後、帰宅してから同じ内容のことで電話で問い合わせをしたときに、担当者の名前がわからず、話がスムーズに通じないことが何度かあるそうです。

どうしてかなということでも私も考えてみたんですけども、既に皆さんも胸章というか、首から名札をつけていらっしゃると思いますけれども、窓口に来て、窓口のカウンターで市民の方と職員の方が1対1でお話する機会が多いですね。そのときに、どうですか、皆さん座ってお話したときに、名札は全然見えていませんよ。全然見えていませんよ。どなたが対応しているかなんかはわかりませんよ。わざわざ名札を隠しているんですか。

名札というのは、別名、胸章というんじゃないんですか。教育長いらっしゃるけれども、学校では必ず胸章、胸のところにつけますよね。だから、一目見て、誰々だというのがわかりますけれども、市役所の皆さんはいかがですか。本当に低いですよ。私も眼鏡をとると字がよく見えませんから、あれ、どなたかななんて思っているときありますけれども、本当に、この目の高さだったら一目瞭然に、どなたかという名前が判断できるのではないかなと思っておりますけれども、そのつける場所とか、そういうことに対して、別に皆さんは疑問をお持ちではないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） この胸章というか、名札でございますけれども、ご指摘のとおり、座った場合には見えないとか、あとは後ろ返っていて名前が確認できないとかと、そういうふうなこと、そういう意見を伺うことがございます。

これから、その名札の着用でありますとか、例えば対応の終了時に、誰々が対応させていただきましたとか、必要に応じて、そのような名前を名乗るなど、そういうふうな対応を心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうですね。とにかく自分がどのような立場で対応しているかということ、よく相手の方に理解していただいて、お互い市民の方とのコミュニティー

のもとにお話しするというとスムーズにいくと思いますので、やはり名前を名乗るということも、相手に信頼を植えつけるという意味で大切なことではないかなと思っております。

その点も、ぜひ徹底していただきたいと思っておりますし、名札が上にあると、仕事柄、邪魔だなんていうこともあるかもしれませんが、名札の位置について、一度考えていただきたいなということを提案させていただきます。

私も、笠間市役所は私の職場の一つとも今まで思っておりますので、市役所に対する批判的なことを聞かされるととても残念でなりません。多くの職員は、公務員としての自覚を持って立派な仕事をされておりますけれども、1人、2人の対応が笠間市職員全員の対応にとられがちですので、一人一人の職員が自覚を持って市民に対応していただけることをお願いしたいと思います。

以上で、1番、市職員の研修について終わりにいたします。ありがとうございました。

それでは、大項目2、戦没者追悼式典についてお伺いいたします。

笠間市でも毎年、戦没者追悼式典を行っておりますけれども、笠間市としては、この式典の意義をどのようにお考えでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 萩原議員のご質問にお答えいたします。

戦没者追悼式の意義はというご質問でございますが、市では、さきの大戦における本市関係の戦没者のみたまに対して、追悼の誠をささげるとともに、遺族のご苦勞に対し深い敬意を表し、また、市を挙げて平和恒久を祈念し、市政発展の決意を新たにすべくために開催をしているものと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 過去の戦争で、全世界では数え切れない方がお亡くなりになっております。日本においても、戦争は繰り返されて多くの方が犠牲となり、お亡くなりになっております。

若くしてお亡くなりになった方、小さなお子さんを置いてお亡くなりになった方々、どんなにか悔しく無念であったことでしょうか。それを思うと胸が苦しくなるのは、私ばかりではないと思います。

日本の国の犠牲となられた戦没者のみたまに哀悼の誠をささげ、恒久平和への祈念することを笠間市としては永遠に続けていただきたいと思っております。

②、市民への周知、招集は、どのように行っておりますか。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 市民への周知は、ホームページや広報紙への開催の案内を掲載しております。遺族会の方以外にも、民生委員、日赤奉仕団、傷痍軍人会などの関係団体の会員の方へは、個別に開催通知を発送し、事前に参加の可否の確認をしております。

また、あわせて、より多くの方に参加していただきますよう、関係団体の方のご家族や関係者の方にも、開催について周知していただけるように依頼を申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 多くの方々に周知をしていることがよくわかりました。

それでは、ここ数年の参列者数はどのような状況でしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 平成26年度から本年度までの5年間の参加者の数を申し上げます。

平成26年度は301名、平成27年度は327人、平成28年度は294人、平成29年度は257人、平成30年度は300人となっております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 昨年は少なくなっておりますけれども、大体300人前後の参列は、他の自治体と比べて多いように思われます。

毎年8月の時期になりますと、各自治体で戦没者追悼式を行っておりますので、新聞等で報道されます。そのとき、ほかの自治体はどのような感じで行い、どのような人数が参加されているのかなということ、私、注視しておりましたので、笠間市としては、参加人数はとても多いと思います。これは、笠間市民の尊い気持ちがあらわれているのではないかと私は推測いたしております。

それでは、④に行きます。

④、若い世代への継承です。今の豊かな暮らしと平和を思うとき、過去の戦争で多くの方が犠牲となられていること、戦争を二度と繰り返さないためにも、日本の未来を背負う子供たち、若い世代に、厳粛な雰囲気の中でとり行われている戦没者追悼式を若い世代へどのように継承していくのか、お伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 戦没者追悼式の意義は先ほどお答えさせていただきましたが、戦没者に対して追悼の誠をささげるとともに、遺族のご苦勞に対して敬意をあらわすものと位置づけし、実施しているところでございますが、若い世代の方へ出席をいただき、挙行するため、遺族会の会員だけではなく、そのご家族にも出席の呼びかけを行い、若い世代への継承を促しているところでございます。

また、遺族会におきましても、戦没者の子、孫等で組織されている青年部の強化を図っており、市といたしましても、入会の勧奨をしております。

さらに、日本遺族会より国へ、戦没者を忘れないようにというあかしを示してほしいという要望を提出し、国が戦没者のご遺族へ弔意をあらわすために実施しております特別弔慰金制度について、金額を増額し、弔意の意をあらわす機会をふやすため、10年に1回から、5年ごとに2回国債を発行するよう改正するなど、ご遺族への補償を通して後世へ継

承する手段と考えております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 若い世代、子供たちへの継承については、ちょっと今の考えでは、参加人数は求められないのではないかという印象を持ちました。

遺族の方の平均年齢は、ことし78歳だということが報道されましたけれども、戦争に対して思いが薄らんでいく今、厳粛な式典への参列は大切ではないかと思えます。

私は、平成19年第3回定例会において、式典に子供たちの参列をお願いいたしました。そのときの答弁では、子供たちが参列することは意義あることと考える、式典の趣旨やあり方を考慮し、よりよい子供たちの参列の方法について協議しながら検討していくのご答弁をいただいております。

戦争とはまた離れますけれども、社会の状況が大きく変わらして、死に対して、病院でのみとりが多くなっております。身近に感じる死というものが少なくなっているように感じております。また、お葬式等も家族葬がふえて、死者を敬う場が少なくなっていると思えます。

このような機会に、このような社会変化の中で、戦没者追悼式に子供たちを参加をさせて、戦争放棄、恒久平和を願うことを、笠間市としてぜひとも取り入れていただきたいということをお願いして、項目2を終わりにいたします。ありがとうございました。

それでは、大項目3、原子力災害についてお伺いをいたします。

福島第一原発事故は、日本中、いや、世界中を震撼させました。事故から7年が過ぎ、いまだ何も解決はできていないばかりか、今後の見通しもできていない状況です。笠間市は、東海原発から30キロの危険地帯に入っています。東海原発事故を想定し、笠間市は、市民の安全を第一に考えて、避難のために受け入れ先との協議、避難経路等、数多くの課題を乗り越えて、いち早く避難計画を作成し、避難計画を行ったことに対して、心より敬意を表したいと思えます。

昨日、お二人の原子力災害についての質問に、るるご答弁はありました。私の質問内容と一致するところがありますので、①、②、③は割愛させていただきます。

④、東海原発での人的事故発生の対応についてお伺いをいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。人的事故を二つに分けてちょっと考えてみたいと思えます。

一つは、東海原子力発電所内で、何らかのトラブルですね、地震以外です。によって事故が発生したときは、どのような対応をし、市民に周知をいたしますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 13番、失礼しました。

○15番（萩原瑞子君） 15番です。

○総務部長（中村公彦君） 失礼しました。15番萩原議員のご質問にお答えいたします。

まず、東海第二原発内で事故があった場合でございますけれども、こちらのほうにつきましては、緊急連絡の体制網等ができてございます。そういった部分で、笠間市のほうにすぐに原子力発電所のほうから連絡が来るという体制を整えてございます。そちらのほうの事故の内容によりまして、市民の方に周知をしていきたいというふうに考えてございます。

原子力災害ということでございますので、当然、ホームページや笠間市のメール等も利用していきたいと思っておりますけれども、事故の内容によりましては、防災無線等も活用した中で、市民の皆様へご連絡のほうを差し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 内閣府が出ております「原子力災害に備えて」というものがありますけれども、これは原子力災害に備えて、よく晴れた穏やかな日の午後、震度6弱の大きな地震がありましたということなんですね。それで、そこに住んでいる子供、太郎君、花子ちゃんは、早くおうちの中に入りましょうというような案内なんですね。

地震があるときは、もう私たちは経験しています。多分7歳以上の子供さんを含めて経験しておりますので、これだけ大きい地震があれば、また福島原発があるかもしれない、東海原発の被害があるかもしれないということで、やはり屋内退去に皆さんそれぞれ逃げていくのではないかなと思うんですけれども、今、私が質問しました人的災害、何らかのトラブルで発電所内に事故があったときですよ。私たちは体感できないんですよ。今、部長は、緊急連絡網で連絡されるということですよけれども、やはりその内部の事故が、どの程度の時間を置いて外部に連絡できるのか、私はとても不信ですよ。

今まで、福島原発の事故に対して、社長さん、副社長さんが、いろいろなところでお話しされている内容をいろいろな方がおっしゃっていますけれども、すごく隠し事が多かったと言っているじゃないですか。自分たちの中のをなるべく隠そうとしていたということをおっしゃっている中で、やはり事故が起きれば、誰もその中で、自分たちは、できるだけ自分たちで対処しよう、ほかにはお知らせしないで、できるだけ自分たちで対処しよう、その場でおさめよう、いざ何かあって、どうしようもないときに初めて外に出すんじゃないかなと思うんですね。それは人間の当たり前の気持ちだと思うんですね。

そういうときに、私は、緊急網で連絡し、笠間市民に無線を通じて、原発事故があったから、さあ、皆さん逃げてくださいと言っても、体感できないものは、皆さん、本当に感じられないんじゃないかなと思うんですね。

今回の質問に対して、西山課長といろいろ話し合いましたけれども、西山課長はとても勉強されていて、私も、西山課長に対していろいろ質問をぶつけると、いや、そんな不安は大丈夫ですよというようなことをいろいろおっしゃってくれたんですよ。いや、西山課長、本当によく勉強して、私も、西山課長の耳に傾けちゃうかなと思いがちだったので

すけれども、私は、いろいろな点から、原発事故に対しての不安が拭い去られていないんですね。

今おっしゃった、市の、私が言った原発内での事故に対して、そういう思いってありませんか、部長は。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議員がおっしゃるとおり、原発事故という部分では、福島第一原発事故の教訓がございます。

ただし、東海第二の部分では、本当に身近というか、県内の施設であるということがございます。ただ、笠間市においても30キロ圏内に位置しているということになってございます。

本当に事故がないことが一番いいのですけれども、事故があった場合には、緊急的な措置について十分協議をしながら、市民の安全を第一に考えながら対処していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そのような答弁しかできませんよね。本当に、担当の方は苦しい答弁をされているのではないかなと思います。

それと、もし放射性物質が飛来してきたときには、どのような対応をするかということで、きのう説明をされておりましたよね、笠間市はこういうことをしていくというようなことで。私もそれを聞いておりましたので、違う観点からお話してみたいと思います。

私は、日赤奉仕団、全国的にあるんですけれども、日赤奉仕団の一員として活動させていただいております。11月4日に、日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練というところに参加をいたしました。この訓練があったことを、ご存じでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 日赤による原子力災害訓練があったということは、承知しております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そのとき、市のほうから職員が行かれました。行かれた職員は、日赤奉仕団担当の職員が同行されましたけれども、災害救護訓練ということで、その内容は知っていましたか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 医療救護訓練ということで、主に医療機関が行う訓練だということ承知しておりました。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 何に対しての医療でしたでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 緊急時の被曝防止対策といったところの医療救護訓練だと承

知しております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうなんですね。私も、ただ、災害救護訓練という要請を受けましたので、内容がどのような内容だかわからずに行きました。そうしましたら、行ったところに、もう原子力の大きな車がたくさんとまっておりましたので、きょうは何なのかしらという感じで入っていったんですけども、そういった今大きく騒がれて問題とされている原発事故に対して、こういった大きな訓練が行われるということを承知していて、そちらを見学、訓練に参加されなかったのは、なぜでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） あくまで医療救護訓練ということで、医療機関が実施する訓練ですので、私どもの避難に関する避難計画とは役割の違うところで実施されているといったところで、案内等も来てはおりませんでした。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） それは、持ち場、持ち場で、その答弁で結構です。

私は、ここに行きまして、避難訓練の実際の訓練のときの被害者になってくださいということで、15名ずつグループを組まされました。私も15名の中に1人として、一人一人に、そういったいろいろな身体的状況を書かれた名札をいただきました。これは、もちろん放射性が飛んでくるという原発事故という想定ですので、中には、パニック障害になる人、それと胸の苦しさを訴える人、私は25歳の35週目に入った妊婦という役割をいただきました。

それで、そのときに言われたことは、とにかく不安がってくださいということなんですね。25歳の妊婦、初めての出産かと思えますよね。35週目というと、大体9カ月でしょうか。いつ赤ちゃんが生まれてもいいような時期ではないかと思うんですね。そのときに不安を訴えてください、できるだけオーバーに訴えてくださいと言われるんですね。そういったことって普通でしょうか。私は、それを聞いたときに、本当に原発事故というのはそういうものなんだろうなということを、改めて認識をさせられました。

今回のブロック大会には、関東一円、新潟、そして関東甲信越の医療機関の方が本当に大勢いらっしゃっていました。15名の障害を持った一人一人が並ばされて、今度は被曝検査を受けるんですね。順々に受けていくんですけども、おもしろいですよ。その被曝検査をされる方は完全防備なんですね。私たちは、着のみ着のままですよ。そのまま行って、第一番目には、気分はどうですかと聞かれるんですけども、そのときは、軽い問答がありました。それで、その次には被曝検査をされるんですね。そういった完全防備をしている人たちが、体を、線量器というんですか、それでやるんですね。

それで、最初に行った方は、帽子をかぶっていましたが、その帽子が汚染されているということで、こちらに来てください、この帽子が汚染されているけれども、これは物すごく

く危険なものですので、こちらで回収したいけれども、よろしいですかというわけですね。はい、結構ですよ。じゃあ、これはどなたも手も触らないようにということで、その袋の中に入れて縛るんですね。これは、私どもで廃棄をしていいでしょうかというときに、はい、いいですよと言って、これを廃棄するんですね。

その次の方は、今度は線量しても、別に異常はありません。しかし、パニック障害なんですよ。どうしよう、どうしよう、私はどうしよう。とても演技上手ですよ。本当にもう、本当に実際はあんなふうになるのかなと思いましたがけれども、もう不安がって、私はどうしたらいいの、どうしたらいいのということで、そのときにちゃんと看護師さんが対応して、大丈夫ですよ、大丈夫ですよ、今お話を聞きますからね、安心してくださいと言ってあるんですけども、もうパニック障害ですよ。本当に。

それで、一人一人の看護師さんとお話をして、それでその次、ドクターの方にまた行くんですけども、そのドクターの方の対応が終わって、どうしてもという方は、担架に乗せられたりして違う場所に運ばれていきました。

さて、私のときです。検査をされました。私は着のみ着のままです。それで、線量する方は、先ほども言いましたけれども、きちんとした完全防備をしているんですね。いや、この人たちは、何かあったときには逃れられるだろうけれども、私はどうしよう。もし、私は、この服が線量されていたと言われたらどうしよう、ここで裸になるのかしら、私は着がえも持たずに飛び出したわけですから、そういった心配も出ました。

それで、線量がはかられても大丈夫だったということで、別な看護師さんの前に連れていかれました。看護師さんの前で、あなたはどのような状態ですかと言われたときに、この名札に書いてあることを言いました。私は25歳ですと。今、おなかの中には35週目の子供がいます。とても不安です。不安、不安を訴えてくれというんですから、訴えることしかありませんよ。本当に、自分が25歳のとき、子供をちょうど私も出産しましたけれども、もうそのころのことって忘れてるんですね、その不安というものがどういうものだったか。今回は、その原子力爆発、放射能物質に対する不安なんですね。その不安を訴えるということ、どこに降ってくるかわからない、見えないものに対しての不安というのは、物すごい恐怖心ですね。それを、なるべくオーバーにと思い、訴えたつもりなんですけれども、そちらの看護師さんが、また順序というものがあると思うんですね。その不安がっているのを、ちょっとここでも、安心してください、安心してください。そして、この次には精神科の先生をお呼びしますから、その精神科の先生とよくお話を聞いてくださいねということなんですね。

それで、しばらく待たされました。そしたら、看護師さんが見えて、精神科の先生が今ほかのほうで手間取っておりますので、こちらには来られませんけれども、どうぞ不安がらないで安心していてくださいと言うんですね。でも、不安がれ、不安がれと言われているんだから、私は不安がりますよ。いや、不安ですと。私は一刻も早くここを逃げ出した

い、一刻も早く遠くへ行きたいんだけど、どうしたらいいでしょうというお話をしました。

そしたら、そこに、男の看護師さんがいて、そうですね、とにかく早く遠くへ行くことが大切ですねとおっしゃるんですよ。もし、行くとしたら、どこか行くところがありますかと聞かれたので、私のおばが東京の府中市にいて、福島原発事故のときに、もし何かあったらうちに来てねという言葉がいただいていたのが頭にありましたので、私は府中に受け入れ先があるから府中まで行きたいと言ったら、そうですね、府中あたり行けば大丈夫でしょうねとおっしゃるんですよ。だけれども、こういった状況で道路はどうでしょうかと言ったら、それは問題ですねとも言うんですよ。そこで、一つも解決されないですよ、私の不安は。

そのような中で、今回、原発に対する救護訓練に参加をしたんですけれども、ますますその不安が私は募ってしまったんですね。被曝に対する恐ろしさ、目に見えないものに対する恐ろしさ、これというものは、どなたもお持ちだと思うんですよ。西山課長が幾らお勉強して、本当に市民を安全に守りたいという思いがあっても、心の中には、やっぱり不安というものを抱えているのではないかなと思います。でも、皆さんは、やはり笠間市の市民を安全なところへ避難すべきいろいろと対策を講じておられます。

私は、昨日の質問に対して、誠実にご答弁されていたことがよくわかりましたけれども、放射能に対する恐ろしさは、現状では、私は拭い去ることはできないと思いますけれども、私の今の本当に訓練の一端でしたけれども、そのような状態を聞いて、ごめんなさいね、私の表現は下手だったかと思えますけれども、そのような状態の訓練を話させていただきましたけれども、それに対して、何かご感想とかをお持ちでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議員さんの研修の体験というお話をお伺いさせていただきました。確かに、放射能等につきましては、目に見えないものということで、本当に不安も多いのかなというふうに思います。

また、その研修の中では、医療体制の方のスタッフについても、逆に研修になったのかなというふうに思います。そういった部分については、医療スタッフのほうについても、研修に参加された患者さん役の方についても、すごくいい勉強になったいい研修だったというふうに考えてございます。

笠間市の対応について簡単にお話のほうをさせていただきますけれども、万が一、人体に影響が出たときの対策といたしまして、体調が思わしくなかったり、負傷したときの健康相談や応急手当が速やかに行われる必要があるときには、本市におきましても、指定病院に移送されるということになっています。

本市の指定病院といたしましては、近いところでは県立中央病院などが挙げられているところでございますけれども、そういったところに移送ということで考えているところでございます。

さらに、専門的な医療が必要なときにつきましては、これは千葉県にございますけれども、放射線医学総合研究所において治療を受けるというような体制をとっているところでございます。

しかし、人的事故に発展する前の対策といたしまして、一つ目の対策は、基準値以上の放射性物質が汚染されている飲食物等があれば、そういったものに対しての出荷制限であったり、摂取制限、そういった措置のほうをとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

二つ目の対策といたしまして、放射性要素によりまして甲状腺がんの発症を低減させるために、安定ヨウ素剤の配布等も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

三つ目の対策といたしまして、放射性物質が人体に付着した場合などでございますけれども、議員さんの研修でも行われたとおりでございますけれども、放射性物質に汚染された衣類については、破棄することや皮膚を洗う等の除去対策などを実施していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 原子力災害については、本当にどこまでやっていいのかというのを、確かに皆さんも疑問をお持ちだろうと思っておりますけれども、やはり笠間市民を守るためには、全力で、この計画、そして災害に備えて対策を練っていただきたいなと思っております。

⑤を割愛いたしまして、⑥なんですけれども、昨日、東海原発の稼働については市長のほうから答弁をいただいておりますね。6市村の動向を注視していく旨のご答弁がありましたので、市長といたしましても、市民の意見を尊重し、慎重なる対応をしていただきたいということをお願いいたしまして、原子力災害についての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長、時間がありますので、一言お話しさせていただいてよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） はい、どうぞ。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

それでは、一般質問を終わりにいたしまして、私は12月に行われます市議会議員選挙には出馬いたしません。今回の議会が最後となりますので、一言お礼を申し上げます。

5期19年にわたり、市民の皆様方には、温かいご支援のもとに、議員の皆様、山口市長を初め、職員の皆様には本当にお世話になりました。おかげさまで、やりがいのある仕事を楽しくできましたことを感謝申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原議員、一般質問の通告範囲外なので、これはちょっと個人的なことなので、意見差し控えていただきたいと思っております。

○15番（萩原瑞子君） 前はやめられた方も、ここでご挨拶されていきましたよね。

とにかく私としては、皆様のご協力をいただきまして、やりがいのある仕事を楽しくできましたことを心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 15番萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。10時55分より再開します。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

13番西山 猛君が退席しています。

次に、14番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔14番 石松俊雄君登壇〕

○14番（石松俊雄君） 14番、市政会の石松です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一問一答式で質問をいたします。

笠間市の一般廃棄物処理基本計画に基づき、ことし10月から、新しいし尿等収集運搬区域の体制なる、つまり、し尿の収集区域が一本化される予定でございましたが、事業者の体制が整っていないため、さらなる協議と市民への周知が必要という理由で、3カ月を限度に延期をすると先日の全員協議会で報告をされました。

あわせて、今後の対応として、来年1月から、し尿等収集運搬体制の見直しができるように、引き続き説明会等を経て見直しを行うんだということも報告をされています。

全員協議会では、し尿処理施設が、笠間地区は筑北環境衛生組合、友部・岩間地区は茨城地方広域環境事務組合に分かれているので、それをどちらか一つにするという中間処理計画の見直しとあわせた計画の策定が必要ではないかという意見も出されています。

しかしながら、市民から、笠間地区し尿くみ取り事業者の地域複数社制の導入を求めるという請願が出され、議会でも採択をされているので、収集運搬体制の効率化を先行して考えていくことにしているんだということでもございました。

そこで、お尋ねをします。笠間市一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理編にございます施策実施のスケジュールを見ますと、収集運搬計画の項目は、平成30年に収集区域の再構築をして、新しい区域での収集運搬を実施するとなっております。

一方、中間処理計画の項目は、なぜか表の矢印が実線ではなく破線になってございますが、平成32年に、し尿、汚泥処理の効率化について、各組合構成市町と協議、調整をして、新体制によるし尿処理、汚泥処理を始めるという、そういうスケジュールになっているわけです。

この収集運搬計画と中間処理スケジュールの2年のずれがございしますが、これは市民から出された請願の内容を考慮したから2年ずれているというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 14番石松議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまご質問にもございましたけれども、収集運搬計画と中間処理計画のスケジュールのずれとのご質問でございますが、平成30年3月策定の一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理編における事業スケジュールにおきまして、収集運搬計画につきましては、平成28年2月に、し尿、汚水などの生活排水処理事業に関する請願書が議会に提出されまして採択されましたことを重く受けとめまして、市民の方が収集運搬計画の早期の見直しを求めている状況を踏まえ、収集区域の再構築、新収集区域の実施を平成30年度中としてございます。

一方、中間処理計画につきましては、笠間地区から排出される、し尿等を処理する筑北環境衛生組合、友部・岩間地区は茨城地方広域環境事務組合、こちら処理施設の2処理体制で処理をしてございます。各組合の構成市町、市、町の動向等を踏まえまして、慎重に検討をしていく必要があることから、新体制による処理の時期を平成32年度に計画と見込んでいるため、ずれが生じているものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、その中間処理計画のほうですね。し尿、汚泥処理の効率化について、各構成組合市町との協議をするというお話になっているわけですが、そちらのほうの進捗状況というのはどうなんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ただいま筑北環境衛生組合と、それから茨城地方広域環境事務組合、2施設で行っておりますが、それぞれ、合併前からの体制を継続したものでございます。どちらの施設も、建設のときから非常に年数が経過をしております、今、老朽化が、それぞれの組合で問題になっているものでございます。

茨城地方広域事務組合につきましては、今年度から、次の施設の建設計画を含めた勉強会を起こしていこうという話が持ち上がっているところでございます。設置地区住民の考えかたですとか、あるいは、構成市の置かれる状況などから、中間処理の施設の統一につきましては、非常に不透明な部分もございますが、ただいまお話をいたしましたように、これから検討を始めるところでございますので、私どももしっかりと考えていきたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 不透明な部分があるということで、状況はそれで結構なんですけれども、私どもが知りたいのは、全員協議会の中でも意見が出されていますけれども、処理施設についてはどちらか一方にするべきじゃないかという、そういう意見が議会の中では出されているんですが、それは、どういうスタンスに立って、この調整協議というのはやられているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） どちらか施設を一本にしたほうが非常に効率的であるというご意見もたくさんいただいております、私どもでも、そういった方向性ができないものか、統一に向けて検討すべきではないかという考えは持っておりますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの施設の考え方がございまして、地域におかれた状況もございしますので、それらを含めて今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、市の考え方としては統一したほうがいいという、そういう考え方に立っているという理解でいいですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 事業効率性あるいは収集区域の今の体制等からも、統一が望ましいのではないかと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、次の質問に移ります。

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって、し尿等収集運搬許可事業者の経営状況や意見の要望、これについてはきちんと聞いていくというふうに、前回の私の質問に対して、当時の市民生活部長は答弁をされているわけですが、この計画策定に当たって、そうした事業者の意見や要望はどのように反映されたのか、簡単にご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 計画の策定に当たりまして、事業者の経営状況あるいは意見、要望がどのように反映されたのかとのご質問でございますが、笠間市のし尿等収集運搬許可業者からは、平成24年9月1日、平成25年9月9日、平成25年10月1日、平成27年3月5日に、それぞれ、し尿収集運搬に係る意見書ですとか、あるいは、要望書が提出されてございまして、その内容につきましては、事業者の状況を含めて把握をしているところでございます。

また、平成29年6月に、し尿等収集運搬許可業者に対しまして、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、現状の課題あるいは将来におけるごみ処理やし尿処理体制に関する事業者の考え方、こういったことを個別のヒアリングで実施をしております。

これらの意見等も参考にしまして、本市のごみ処理や生活排水処理の方向性を示しました処理基本計画を策定してまいっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そうしますと、私は前回の質問の中で、この一般廃棄物処理基本計画を実効性のあるものにするためには、特に、し尿の問題について、一般ごみもそうなんですけれども、それを實際上、運営をしている、やっている事業者の意見というのもしっかりと聞かないと、計画自体の実効性がなくなってしまうであろうということを再三申

し上げました。しかし、事業者については、利益、利害関係が生じるので、委員会の中には入れられないんだというふうにおっしゃったわけですね。

しかしながら、私が言ったようなご意見については、共通認識になって、事業者の状況については聞いていくと、経営状況についても聞いていくんだというふうに言われたわけですが、今回この計画ができ上がって、先ほど2年のずれがあるというふうに私も申し上げましたし、實際上、そういう計画にもなっているわけですね。

この2年のずれということについては、計画策定段階でわかっていたことですし、計画を策定する議論の中でそういう計画ができ上がっているわけですが、この2年のずれに対する、この許可業者のご意見だとか、そういうことはどうだったんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） この2年のずれに関するご意見につきましては、私どものほうでは伺ってはございません。

ただ、今後の人口減少等を鑑みた経営状況につきましては、なかなか厳しいものがあるということ、あるいは、集約の際に事業所としてはなかなか難しいというお話は伺っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、私が前回の平成28年3月の議会の質問の中で、業者のことをちゃんと聞かないと実効性は上がらないであろうと言ったのに、これ、ずれができているわけでしょう。ずれができるということは、収集をやる業者というのは大変なわけじゃないですか。そういうことが、この2年のずれがある計画をつくる段階では、そういう事業者の意見やそういうものは反映されていないということなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 事業者のお考えをどの程度聞いて、そのレベルをどの程度勘案して計画に反映させていくかということに関しましては、さまざまな考え方があろうかと思えます。

一方で、事業者の方、それと、これまで市民の方からたくさんいただいている苦情や区長会からの要望、議会の成果の採択あるいは一般質問等でもご意見をこれまで頂戴いたしておりますので、そういったことを総合的に勘案しまして、環境審議会の中で、その2年のずれを持って、今の市民の方々の意思を反映しながら策定していくべきと定められたものと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、そういうことを私は聞いているわけじゃないんですよ。何回も繰り返しますけれども、実効性を上げるためには、市民の意見だけでなく、事業者の状況、實際上、事業をやっている、運営してもらっている事業者の意見というのをちゃんと受けとめていかないと、実効性は上がらないであろうというふうに申し上げたわ

けじゃないですか。結局、そこができていないから、計画ができ上がった後にこういう問題が起こってくるんじゃないんですか。

これは、3カ月限度で延長して、本当に実施をしていくというふうにおっしゃっているんですけれども、ここ3カ月延長して、本当に実施できるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 環境保全課長滝田憲二君。

○環境保全課長（滝田憲二君） 事業者の意見の状況というところでございますが、計画策定に当たり、事業者に意見を聞いた時期でございますが、2年間の計画策定の中で、課題を抽出した基礎調査報告書ができ上がった段階で、事業者さんからの意見を聞いてございます。

その中で、し尿処理の大きな課題は、やはり議員から質問があったように、中間処理施設の二つの体制であるということが共通の認識でございました。それらも踏まえまして、事業者さんに対して、今後、一般廃棄物の適正処理を定めるための計画をつくっていくという段階での意見を聴取してございますので、それらを踏まえまして、結果、でき上がった計画のスケジュールの中で2年のずれが生じたということでございます。

また、今後、その基本計画に定めたスケジュールに従いまして、その計画の実行ができるよう、事業者さんとは話し合いを設けながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、私はどうも、その策定段階で、あの委員の中に入れたほうが良いと言ったけれども、それは利害関係があるからできないというふうに当時の市民生活部長がおっしゃったんですけれども、それは無理だとしても、きちんとした事業者の意見がこの計画の中に反映されていないと実効性は私は上がらないと思うし、そのことが、今回の結果になって出ているんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、この3カ月延長の間、何をやるかですよね。具体的に、事業者がここに賛同できないというか、実行できない理由というのは何なんですか。そこは具体的に把握されているんでしょうか。全協の中でもきちんとした説明はなかったんですけれども、それはきちんと説明していただくことはできないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 環境保全課長滝田憲二君。

○環境保全課長（滝田憲二君） 事業者との協議の中での意見ですが、まず市のほうとして、この計画とした中には、先ほど来あったように、市民から複数社体制を求める請願が議会で採択されたということを重ね受けとめまして、それを踏まえたスケジュールをつくってございます。

そういった中で、事業者との話し合いに臨んだ中では、市民のニーズといいますか、意見も十分である、しかしながら、許可の区域が一体となることは事業範囲も広がるということもありまして、事業者としては、やはりその事業計画を立てるのに、規模拡大になることに対して負担が生じるというような意見はございました。それを踏まえまして、今

後話し合いをしていきたいなと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、その負担が生じるということが問題だと思うんですね。そこを具体的に話をしないと、幾ら3カ月の時間をとっても、私は結局できないことになってしまうんじゃないかなというふうに思います。

この質問は、ここでとりあえず次に移りたいんですけども、こういう2年のずれができるというそもそもの要因というか、重く受けとめられたその請願の内容についてなんですけれども、この請願は、議会に出された請願28-1号のことだと思いますが、この請願28-1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書そのものに対する市の認識というのは、どういう認識で受けとめられているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 請願第28-1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書に対する市の認識についてとのご質問でございます。

この請願書につきましては、本市の生活排水に関する課題や、あるいは、人口減少によって発生する生活排水処理の課題の対応を求めるもので、議会において採択されたことは、非常に重要なものと捉えているものでございます。

この請願の趣旨の一つに、市民サービスを受ける側の満足度を上げるために、笠間地区し尿くみ取り業者の地域複数社制の導入が求められておりました。一般廃棄物処理基本計画策定作業におきまして、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制に係る現状と課題を整理いたしましたしまして、市民が求める効率的かつ円滑な体制に移行できますよう対応策を検討しました結果、収集運搬の区域を市内全域といたしまして、既存の許可業者による複数社体制とする計画としたものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、市の認識を聞いているので、こうしたということを知っているわけじゃないんですね。どういう認識をされているのかというのを聞いたかったんですけども、答弁は結構ですが、この請願の中身というのは、今、部長がおっしゃったように、一つは笠間地区のし尿くみ取り事業者の地域複数社の体制の導入を求めるというものですよね。

これはいいとしましても、二つ目は、浄化槽の規定容量と人口減少の中で、住んでいる人の人数の乖離があるから、これは法律改正してほしいと、そういう意見書を議会として出してほしい、もうこれは議会としてやりました。

それから三つ目は、生活排水処理事業の包括的な将来像の検討を進めてくれということですよ。これも、一般廃棄物処理基本計画をつくる中でやられているんだというふうに思います。

だから、2と3はクリアというか、請願を出された方の要望というか、は通っていると

どうか、きちんと整理をされていると思うんですけれども、問題は1ですよね。これは、先ほど部長が説明されましたけれども、笠間地区地域複数社制の導入を求められているけれども、現在及び将来の仕事量、汚泥の量ですね、それを考えると、ほぼ横ばいか、もしくは、ちょっと右肩下がりにくらいだから、一つの会社で何とか十分にやれるという体制だから、笠間地区を複数社にするのはちょっと無理があると、だから処理地区を一つにして、複数の会社の体制にしていくんだということだったというふうに思うんです。それがうまくいなくて、今回、10月の予定が3カ月延長して、再度また検討しなきゃならないというふうになっているのが今の現状なわけじゃないですか。

私どもは、この請願を出された方の趣旨、ご意見、ご要望で大事なものは、請願の趣旨項目、三つの項目だけじゃなくて、とりわけ1番の複数社体制を求めるという、この住民の要望の中身ですね。これは、おさらいになるという、わかってらっしゃることなんだろうと思うんですけれども、区長会のほうから、浄化槽清掃、くみ取りの適正化について要望が出されたけれども、その回答が非常に満足いくものではなかったんだと。だから、市の行政の対応がより効果あるものとなるように、趣旨のとおり請願する。趣旨のとおりというのは、笠間地区のし尿くみ取り業者の複数体制を求めるということです。そういうふうには書かれていますよ、請願に。

そうすると、複数社体制を求めるほうのこっちの要望の原因のほうですよ、要因のほうですよ。そこをきちんとやっぱり踏まえていただかないと、私どもは、採択をした側としては困るということです。

要するに、問題は、浄化槽くみ取りの適正化について、要望の回答が満足いくものでなかったというふうにおっしゃられているわけですが、この浄化槽の清掃、くみ取りが適正ではない、不適正だというふうに市民がおっしゃっている、請願を出した方々がおっしゃっている、これはどういう状況だというふうに認識されているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ただいまご質問にございましたけれども、最初に区長かいから、平成26年2月24日に要望書が出されまして、そのときの1番目の項目として、認可（指定）業者を複数にすることということがございました。

これに対しまして、平成26年3月24日に回答いたしました。その内容は、当時の処理計画によりまして、現在のままの体制で充足しており、新規参入は認めがたい。当分の間、1社とするもので、新規参入については、笠間市全体と見ながら検討しなければならないと考えているというような内容で回答差し上げております。

これに対しまして、複数社の許可について、回答が満足できるものではないという理由で請願書を受けておりまして、その1番目に、ただいま議員のご質問ございましたけれども、市民サービスを受ける側の満足度を上げるために、笠間地区し尿くみ取り業者の地域複数社制の導入を求めますということでございます。文字どおり、複数社制を求めている

と私どもは認識をしてございます。

ただし、この複数社体制の実現につきましては、その地区に新規参入を求める声もござい
ますが、判例等がございまして、あるいは、これまでのさまざまな機会でのご意見も
踏まえまして、特定地区への新規参入ではなくて、市内全域の許可といたしましたもので
ございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） あくまでも要望は、その複数社体制だというふうにおっしゃら
れるんですけども、私は違うと思っているんですね。複数社体制を求める背景がある
というふうに思うんですけども、その背景についてきちんとご認識いただかないと、やっ
ぱりこの問題は私は解決しないんじゃないかなと思っています。

その中身について少し詳しく伺いたいんですが、一つは、浄化槽の管理の実情について
お伺いをいたします。

くみ取り清掃、浄化槽法によって、この汚泥のくみ取りについては、年1回やらなけれ
ばならないというふうに定められております。しかし、業者や、あるいは、管理をしてい
る実際の持ち主が、汚泥の堆積の状況によって、1年半や、あるいは2年に1回のくみ取
り清掃になっている実情もあるんですが、そういう実情については、どのように市として
把握をされていますか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 浄化槽の管理の実情とのご質問でございます。浄化槽法
におきまして、浄化槽の設置者は、機能が正常に発揮されるように、保守点検業者が行う
保守点検あるいは法定点検、年に1回の浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る清掃を行
うということが法律で定められてございます。

しかし、ただいまおっしゃられましたように、現状では、法で定められた点検や清掃を
していない方も中にはいるということも聞いておりますし、アンケートの調査等からも、
そういったことがうかがわれます。

不適正な管理によりまして、公共水域への悪影響を未然に防止するため、市といたしま
しても、広報等を利用しまして、浄化槽の設置者へ周知活動を行ってきております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 浄化槽法の維持管理に関する違反行為とその罰則というのを、
浄化槽法を見てみたんですけども、保守点検だとか清掃が定められた基準に従っていな
いとして、県知事が改善措置や使用停止を命じた場合、この命令に違反をすると処罰をさ
れることになっています。

この処罰の内容は、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金だということが定められ
ている、これはご承知だというふうに思うわけですけども、そこで問題なんです、問
題というか、お聞きしたいのは、浄化槽の設置の届け出だとか、使用開始報告書の受理等

の事務というのは、笠間市は、県から権限移譲を受けて市でやっていますよね。

もう一つは、その法定検査を受けていない方々への指導事務ですね。それから、年に1回清掃していない方々への指導事務、この権限については、権限移譲を県から笠間市は受けているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ただいまの設置管理者への指導権限に関する権限委譲でございますが、茨城県におきましては、市町村への浄化槽に関する権限移譲については、ただいまおっしゃられましたように、設置をした際の届け出と、これは笠間市では下水道課のほうで対応してございますが、それについて行われてございます。

それ以外の浄化槽の保守点検及び清掃に関する必要な助言、指導、勧告あるいは、ただいまありました命令に関しましては、茨城県では、市町村には権限移譲はなされておられません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、先ほど言った法律違反、規定違反をしているような状況があったとしても、部長が説明された程度という言い方はあれですけども、部長が説明されたようなことしか市としてはやれないというふうに私は理解するんですけども、それでよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 何らかの問題がありましたときには、市でも一時的に対応して現地確認等を行うことになると思いますけれども、実際の権限、助言ですとか、先ほど申し上げました命令につきましては権限がございませぬので、それについてはできない状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 市がやれないとすれば、県は、こういうことについては、実情調査だとか、そういう実情について、何らかの対応というのは、県としてはしていただいているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 私どものほうからも、茨城県に対しまして、そういう例があるということでご相談をした事実もございます。

また、平成26年11月5日には、茨城県の廃棄物対策課のほうから浄化槽の適正な管理と清掃の際に十分な説明を行うように、保守点検業者、県内あるいは県にかかっているものだと思いますけれども、そちらに通知もしている状況はしてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 点検業者にはやられたんでしょうけれども、持ち主ですよ。持ち主が、もうこれくらいだからいいんじゃないかと言っている場合もあるので、私は、

もしやられるんだとすれば、やっぱり浄化槽法できちんと決められていることはこういうことなんだということ、それから、こういう罰則もあるんだということもきちんと市民に知らせていただいて、現状については指導をしていただきたいと思います。

それから、次の質問ですが、し尿くみ取りの料金ですね。これ、笠間地区はリットル当たり10円、友部・岩間地区はリットル当たり13円というふうになって差があるわけですが、この現状についての評価は、どのように市としてはされていますか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） し尿くみ取り料金の現状と評価とのご質問でございます。笠間市におけるし尿及び浄化槽での収集は、廃棄物処理法に基づきまして、市が許可をした事業者が行ってございます。

市といたしましては、条例で料金の定めはしてございません。許可業者による料金は、笠間地区事業者の料金は、今お話がございましたように、1リットル当たり10円、友部・岩間地区の事業者の料金は1リットル当たり13円でございます。ただし、1年を経過している場合ですとか、作業に困難を来す場合に割り増し料金の設定もされてございます。

地域間で料金の違いがございしますが、これらの料金は、事業者が業務を適正に遂行するに至る原価と適正な利潤を加えた額として算定したものでございまして、近隣自治体の例と比較をしましても、ほぼ同水準でございしますので、適正な料金であると評価をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） し尿のくみ取りの料金は差がありますよね。それから、浄化槽の場合の清掃料金については、先ほどちょっと部長もおっしゃっていたんですけども、単にくみ取るだけではなくて、浄化槽内に生じた汚泥を取った後も掃除をしなければいけないですし、そこについている機器についてもきちんと清掃しなきゃいけないということで上乗せ料金、上乗せ料金というか、高目になっていると思うんですけども、この部分については、旧笠間地区と友部・岩間地区には差があるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 環境保全課長滝田憲二君。

○環境保全課長（滝田憲二君） 浄化槽での清掃、くみ取りの料金でございますが、先ほど答弁させていただきました1リットル当たり、笠間地区の10円というのが、浄化槽汚泥清掃の料金となっております。友部・岩間地区事業者、1リットル当たり13円、こちらでも浄化槽汚泥の清掃と汚泥の料金となっております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、それはわかっているんですよ、私も別に。そういうふうにしてあるから、それを見ればわかるんですけども、もう一度、また同じことを繰り返して言いますけれども、浄化槽の清掃の場合は、単にくみ取るだけではなくて、一般のくみ取りというよりは高目になるでしょうと。その高目になる部分、これは技術料とい

うらしいんですけれども、この部分は、旧笠間地区と旧友部・岩間地区には差があるんですかということをお聞きしているんです。

○議長（海老澤 勝君） 環境保全課長滝田憲二君。

○環境保全課長（滝田憲二君） 失礼しました。清掃する浄化槽の状態によって、長年清掃していない場合は、汚泥が凝固したり、清掃に手間がかかるというようなこともございまして、笠間地区は1.5倍までの15円という料金で、友部・岩間地区につきましては、13円のところを15円というようなお話を業者さんから聞いてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 13円のところを15円とか、1.5倍で15円とかってよく分からないんですけれども、同じだというふうに理解していいんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 手間が非常に、浄化槽の管理状態によってかかるときの金額は、両地区とも15円で同じでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） その浄化槽の汚れのぐあいによってだとか、あるいは、1年に1回きちんとやられている場合、あるいは、1年に1回じゃなくて2年に1回しかやられていない場合、それは状況、状況によって、その技術料の料金というのは確かに、さっきおっしゃっていたように差が出てくるのかもしれないんですけれども、ただ、その辺でやっぱり市民の不満というのはあるというふうに私は認識をしているんですね。ここの解消をするということが、私は、行政としてこの請願を受けとめたときに、一番やらなければいけないところなんではないかというふうに思います。

先ほど、部長が答弁の中でおっしゃったように、許可制というのは、利用者と許可事業者間で、申し込みだとか、あるいは手数料の支払いを行って、許可事業者がくみ取りを行う制度を許可制というわけですから、市が条例で料金を定めたり、そういうことはしないのが許可制なわけですね。

ただ、私が思うのは、このくみ取り料金というのは、多分に公的要素を含んでいるわけですよ。業者によって不公平感が生じないようにしなければならないというのも、この浄化槽法の解釈の中できちんと説明がされています。これは、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、料金は原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた、そういう合理的な価格にしなければならないんだよというのが、この浄化槽法の法律の解釈、解説にちゃんと書かれているわけですね。

そういうことに基づいてやられているけれども、実際には、やっぱり市民の方が不公平感を感じる現状があるわけじゃないですか。この現状について、行政としてどういうふうに対応していくのかということ、私は、明確にするべきですし、そこの対応ができないと、この根本的な問題は解決しないんじゃないんですか。

許可体制だからということでは業者任せにするんじゃないで、私は、責任を持っている自治体はきちんと、例えば廃棄物減量等推進審議会というのがあって、その審議会に答申をするんですね。答申をされた審議会は、きちんと原価計算に基づいて適正な料金を出して、その答申の結果が出ます。その答申の結果が出たら、それを市が受けとめて、業者に対して、意見として投げるんですね。その意見を受けとめて、業者はきちんと計算を明確にして料金を決めていく、そういうことをやられているわけですよ。

これ、合併によって料金の差が出ている。これは実際そうになっているわけじゃないですか。なっているし、不満も出ているし、不公平感も市民も感じているわけですから、ここは厳格にこういうことをやるべきじゃないですか。そういうふうに市は責任を果たすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 料金の統一の問題でございまして、この料金の問題につきましても、ずっと長い間寄せられている要望の一つであると考えてございます。もし可能であれば、料金の統一ということで市民の方の感じ方も変わってくるのかなと思いたいますが、もうご存じだと思いますけれども、平成27年の行政実例で、市町村が所持していない、つまり許可の場合には、処理手数料を条例で定めることはできませんよというような通知がございまして、現実的には、笠間市の場合、許可ですので、料金の統一ということではできないと考えております。

ただし、地域の水環境を保全していくためには、市の最終的な包括的な責任はございますので、そういった市民の方の要望、料金の考え方につきましては、今後も、適正であるかどうかの検証を進めていくべきだと思っております。

料金に関する審議会、こちらを設定しているところもあるのは存じておりますけれども、現在、笠間市では考えてございませませんが、市におきまして適正に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、その検討しているという、そこをきちんと説明をしないといけないと思うんですよ。それは審議会をつくるのかどうかは別にしても、やっぱりここが一番の問題点なんじゃないですか。ここについて、検討するとかということじゃなくて、きちんと料金が差がある、そこに対して不公平感を感じている、不満がある、そういうことを受けとめて、その不満の解消に向けて、市は何らかの対応をすると、そういうことでいいんですか。これを、処理区域の一本化でごまかさないでいただきたい。ここをきちんとやっていただきたいんですけども、そこはどうですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今回、その処理区域の全市統一という形で課題の解決をまずしていこうということで打ち出しておりますが、市民の方々の要望につきましては、

絶えず確認をして検討をしていく必要があるかと思っておりますので、必要に応じまして、そういったことがございますれば、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） その処理区域の一本化ということについてなんですけれども、一般廃棄物処理基本計画の中の生活排水処理編の中には、進行管理項目のほうに、この本計画を実施していくためには、年度ごとに実施計画を策定して、年度ごとに策定をした実施計画を、P D C Aサイクルを回して行って評価をして、見直しをしていくというふうに書かれているわけなんですけれども、先ほど申しました二つの実施計画ですね。し尿処理区域を一本化するという計画と、それから処理先ですね。二つに分かれている処理先を一つにするという、この実施計画の見直しというのは、年度ごとにやられるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 実施計画の評価と見直しについてとのご質問でございますが、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改定をいたします。計画策定の前提となります諸条件に大きな変動があった場合には、さらに見直しを行うこととしてございます。

基本計画における目標と各施策を実施し、適正かつ円滑な進行管理を図ることが必要でございますので、一般廃棄物の排出の状況あるいは処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等のそれぞれの計画と実績について、ただいまお話がございました、いわゆるP D C Aサイクルによりまして、一般廃棄物処理の実施計画を、こちらは毎年度見直しをして策定していくということになってございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、状況に応じてフレキシブルに対応ができるというふうに理解をしますけれども、そうなりますと、私は、先ほど3カ月でできるというようなニュアンスの答弁をいただいたんですけれども、それぞれの事業者が、答弁の中にも若干触れられていましたけれども、持っていく処分場ごとに、今回、一本化されたら全部原価計算しなきゃいけないわけでしょう。

それから、2地区に分かれているわけですから、それぞれのところに持っていく車の用意もしなければならぬわけじゃないですか。そうすると、費用も人手も時間もかかるわけですよ。そうすると、普通の素人がどう考えても、これは許可事業者にとっては、非常に時間もかかるし、費用もかかると思うんですよ。そういう時間と費用の負担を何とかしてもらわないとということだと思えますね。

そうすると、私は、先般の全員協議会の中でも議員の方から意見が出ていましたけれども、やっぱり処理先の本化と計画を同じ歩調で進めていくべきだろうというふうに思うんです。

一番不幸なことは、このまま3カ月後もうまくいなくて延期、延期、延期で一本化も進まない。そして、市民が請願で出している、そういう市民の要望や不満の解消も進まない、これが一番、市民にとっては不幸なことなんです。

ですから、私は、ここはきちんと計画を切り離して考えるんじゃないで、処理先と、それから尿収集地域の一本化をきちんとリンクさせて計画をきちんと作り直していく、そういうスタンスに立ち直すというか、立て直すということと、それと別に、先ほど申し上げました浄化槽の管理の現状について、きちんと市が把握をして指導していただきたいということと、それから料金の差があるこの不公平感ですね、ここを、きちんと市が介入をして、きちんとこの料金の一本化あるいは適正だったら適正だという根拠を市がちゃんと客観的に示していただきたい、そういうことをやるべきだというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今回の処理区域の許可を全体にすることにつきましては、基本計画、10年ごと、5年ごとに改定をしますが、10年間のスパンで定めている基本計画にのっとって決定をされたものでございまして、廃棄物処理法の第7条の第5項に、その処理計画に適合したものでなければ許可をすることができないという規定がございます。

判例のポイントでも、その計画適合性というものが、許可につきましては非常に大きく求められるものでございまして、計画書どおり執行を、事務を進めてまいりたいと考えてございます。

また、中間処理の統一等につきましては、先ほどもご説明を申し上げましたけれども、なかなか難しい問題もありますので、それは今後、十分に関係市町村とも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。それ以外、管理に関して、市でも、あるいは、県への働き方も含めまして、料金の問題等も検討も必要かと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） では、力の入れ方が、私が言っていることと今答弁されたのは違うということですよ。あくまでも基本計画にのっとってやるから、一本化に力を入れるということじゃないですか。でも、これ3カ月延長したと、さっき何回も、これまた繰り返したらあれですけども、処分場ごとに原価計算をして料金を出していく、これは時間と手間暇かかりますよ。

それから、処分場ごとに車を用意しなければいけない、これって、3カ月で解決するんですか。やっぱり負担が重いんだというふうに事業者が言われているわけでしょう。その負担について応えることができるんですか、3カ月で。無理なんじゃないですか、どう考えたって。

無理だったら、無理な計画はやっぱり見直すべきでしょう。見直して、力を入れるところは、料金の不公平感をなくすための方策、それから浄化槽の管理の現状をきちんと把握

をして、そこを指導する、こっちに力の入れ方の方向性を変えるというのが、市民の要望に対する行政の対応じゃないんですか。そこは、どうしてそういうふうにできないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） おっしゃられますように、現実的に、営業区域の拡大に伴う、例えば車両の問題ですとか人員の準備が必要かとも考えてございます。また、営業所から中間処理施設の距離も長くなりますので、それは料金の設定に際しまして、原価計算にも影響があるものと考えてございますが、私どもといたしましては、事業者に丁寧に説明をしましてお願いをしながら、事業者から営業区域変更の申請があれば対応してまいりたいと考えております。その点、周知あるいは協議を努めていきたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、営業区域の申請がないということじゃないですか、これ、できなかったというのは。営業区域の申請がないということは、やっぱり負担が重いということを事業者は言っているんでしょう。それに、何か、ただ行って、お願いをして説明してといたら、そこ解決するわけではないじゃないですか。結果的に3カ月延長してできなかった、また3カ月延長してというふうになるんじゃないんですか。

そうじゃないでしょう。やっぱり力を入れるべきところは、不公平感の解消と、それから浄化槽の適正な管理をしていただく、ここの指導をきちんと強化していく、これが今の課題なんじゃないですか。これ以上言っても、意見が違うので、ここは、もうこれでやめますけれども、私どもはそういうふうな意見を持っているということで、強く申し上げておきたいと思います。そして、できるならば、そういう対応をしていただきたいということを申し上げて、この項目の質問は終わらせていただきます。

次に、みなみ学園義務教育学校の質問に移ります。

みなみ学園義務教育学校が昨年4月に開校して、おおよそ1年7カ月が経過をしております。義務教育9年間全体を見通して、学年ごとの児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導や生徒指導を実施できるのが義務教育学校であり、子供たちの学習習慣の定着を図り、学力の向上が期待できることや小学校から中学校に進学した際に、学習内容や生活のリズムになじむことができない、いわゆる中1ギャップの軽減、いじめや不登校の減少など、メリットがあるというふうに言われてまいりました。

そこで、南小学校と南中学校がみなみ学園義務教育学校となってからの成果と課題について簡潔にご説明をください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

1年7カ月たったということでもあります。この間、成果といたしましては、まず学区外から18名の児童生徒の転入がありました。現在、157名の児童生徒が元気に学校生活を送っているところであります。

第二に、昨年度9月に、モデル校としてタブレットを整備いたしました。これにつきましては、活用しながら9年間のカリキュラムづくりを進めているところでありますが、1年生でも操作になれまして、自分が説明したい虫の写真や動画などを撮ってきて、その特徴をみんなに紹介するなど活用が進んでいるところです。

第三としまして、学校のいろいろな行事ですけれども、1年生から9年生までが一緒になって取り組んでいる。特に、運動会やフェスティバルなんですけれども、フェスティバルは文化祭のようなものですけれども、8の字跳びや合唱など、9年生が1年生を励ましながら活動する光景が見られまして、学校目標である、きずなを深めて、心豊かで活力に満ちたたくましい児童生徒の育成に向けた取り組みとなっているところであります。

課題としましては、先ほど転入者がいるというお話しでしたが、一方で、部活動などを理由に他校に転出する者が28名おりました。こういうところの児童生徒数の確保が課題として挙げられます。

また、分離型でやっておりますけれども、校舎が離れていることから、児童生徒間の交流、それから教職員の授業支援、他の校舎のほうに行って授業を行うというようなこと、それから教職員間の打ち合わせや会議、また保護者からは、授業参観などでも移動するのに時間がかかって効率的でないというようなことが挙げられているところです。

以上、成果と課題、ご報告しました。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 今の成果と課題、特に課題をお聞きすると、校舎が一体型になるということは、非常にこれから、この課題解決のことも考えるといいことなのかなというふうに思いますけれども。

二つ目の質問に移りますが、小中一貫教育用のガイドラインですね。これは、教育長は平成28年12月の議会で、教育課程の編成権は校長にあるんだと、学校のオリジナルというか、独自性を出すためには校長なんだというふうにおっしゃられたんですけれども、それ以外に、笠間としては、ひな形というか、ガイドライン、要するに9年間を通した教育課程のガイドライン的なものは必要だというふうに認識をお示しをいただいたんですが、このガイドライン的なものの作成というのは進んでいるんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ガイドラインですけれども、つくる方向で進んでいるんですが、まだ完成、まとまってはいないところであります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） その完成していないという状況なんですけど、私どものところには、保護者の方から、そういう状態にあって、今、進行過程なのに、学校の校長先生が1年ごとにかわっているんです。これ、おかしいんじゃないんですかという声をいただいているんですが、これについてはどうなんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 校長先生のかわっているというのは、ちょうどそういう定年時期とかそういうのが来ていて、そういうことでかわっているということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、この9年間通したガイドラインをつくる、それから義務教育学校を定着をさせていく、そういうことに影響はないということに理解してもいいんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） はい。そのようにご理解くださって大丈夫だと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 先ほど、教育長の成果と課題の中でもおっしゃられたんですけども、今回、施設分離型から一体型になっていくということで設計予算が組まれております。

これ、分離型から一体型に変わるわけですけども、変わることに当たって、何か問題点というのは生じるんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 分離型の一番のメリットとしましては、5・4制を取り入れまして、5年生時に南小校舎のほうで、最高学年としてリーダーシップを発揮して、リーダー性が育つ機会となるということ、また、南中校舎のほうで6年生が学ぶわけですが、そこで中学校生活を経験できる、教科担任制で学習ができるというような将来に向けての見通しを持つということがメリットとして考えたところであります。一体型にすることで、それが薄れてしまうということが問題であろうかと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これも、平成28年の教育長に対する質問の中で、私は、全国の小中一貫校の7割が、いわゆる4・3・2制ですね。1年から4年を、基礎学力をつける基礎期、それから5から7年を学力の定着をさせる充実期、8、9年を個性や能力を伸ばす発展期、この4・3・2制が一般的だ、7割以上の学校がそれをとっているけれども、みなみ学園の場合は、施設分離型になっているので5・4制が適しているということで教

育長に説明をいただいたんですが、ここら辺の基本的な考え方として、これが分離型から一体型に変わるわけですから、これは5・4制ではなく4・3・2制ということも含めて検討をするとか、そういう変更というのはしないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） これは、学校のほうの方針ともいろいろ話し合いを進めながらやっているところですが、5・4制は続けていくということで考えております。

校舎のほうでも、2階に1年生から5年生までが入って、3階に6年生から9年生が入るような形で今進んでいるところであります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これ以上、時間がないので詳しくは言いませんけれども、私は、個人的な意見としても、やっぱり4・3・2制の導入を考えていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

それから、部活を理由に転校する現状について、先ほど教育長の答弁の中では28名いたというふうにおっしゃられました。こういう現状について、何か教育委員会としては対応、対策は考えられているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 28名の移動ということで先ほど話しましたが、全てが、それ部活動という理由ではありません。1年生と7年生が一番転出が多いんですけれども、1年生においては、もともとの笠間中学校の学区であったという部分がありまして、その地域の子供たちが笠間小学校に進んでしまうということがあります。

それから、7年生の部分は、これは部活動の理由が非常に多いところでありまして、笠間中学校のほうに7名進んでいるという現状であります。これにつきましては、非常に部活動の問題は難しい問題でありまして、今後とも、部活動のあり方等の検討の中で進めていこうと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これは、28名全員が部活を理由でということではないというふうにおっしゃられたんですけれども、でも相当数がみなみ学園にいたのでは自分のやりたい部活動がやれないという現状があるわけであって、部活動のあり方の検討の中で考えていくというふうにおっしゃられたので結構なんですけど、ぜひとも、みなみ学園にいても自分のやりたい部活動ができる、そういう環境づくりを教育委員会の中で考えていただきたいなというふうに思います。例えば、学校の垣根を超えた部活動のあり方、あるいは、外部指導員制度の早目の導入等々も、そういう検討に値するかなというふうに思います。

次の質問に移りますけれども、学園便り、これ「みなみ風」というふうにお読みするん

でしょうか、この学園便り見ますと、保護者を対象にしたアンケートの回答の中に、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの制度を導入の示唆をするような、そういう回答が書かれておりました。

私は、これまでの南小学校、南中学校が義務教育学校になる過程の中で、例えば総務通学部会だとか、教育部会だとか、PTA部会、3部会をつくって、地域を含めて議論してきたという、そういう素地があつた地域には、私はあると思います。

そういう意味では、比較をすることはできないかもしれませんが、保護者の方の学校教育、学校に対する問題意識も、ほかの学校に比べると多少、私は強いんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう中において、私は、このみなみ学園にはコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度の導入の可能性というか、素地があるんじゃないかなと思うんですが、このコミュニティ・スクールの導入の可能性については、教育委員会はどのように考えられているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 議員のおっしゃられたように、みなみ学園では、創立から今日に至るまで、保護者はもとより、地域の方々とも学校のあり方について話し合いを進めながらやってきたところでありまして、その委員会等は今も活動を続けております。

そういう中であつて、非常に地域の教育力の活用や地域と密着した教育活動が、地域とともに歩む学校づくりが行われていますので、それをもとに、今後はコミュニティ・スクールの導入に向けて取り組みを進めていくところであります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 意見が一致して、非常に私もうれしく思います。コミュニティ・スクールの導入に向けて、ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

最後に、施設一体型以降の旧南小学校の校舎の利活用については、どのようになっているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） みなみ学園は、平成33年、2021年ですね。4月から施設一体型の義務教育学校に移行することで、現在、整備を進めているところでございます。

南小校舎の利活用につきましては、まだ検討がなされておりませんが、今後、地域の意向を踏まえながら、公有財産利活用検討委員会において、総合的にさまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 地域の意見を踏まえながらということなんですが、この地域の意向や意見については、どのように踏まえていただけるというか、反映していただけるん

でしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 先ほど申しました公有財産利活用検討委員会のあり方の中で、地域の考えを取り入れてやっていくということになります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 公有財産利活用検討委員会というのは、庁内の組織ですよ。そこに地域の方はいらっしゃらないと思うんですが、どうやって地域の意見を取り入れられるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 地域の意見を、この委員会の中でやっぱり取り入れていかなければならないと思いますので、そのような方向で進めてまいります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 済みません。子供みたいな質問を続けていて申しわけないんですが、地域の意見をどうやって集約をされるんですかということをお聞きしたいんですね。

これは、地域の方は非常に心配をされています。要するに、間があいてしまうんじゃないかということですね。例えば、東小学校、東中学校って、まだ後の利活用決まっていなような状態ですよ。そういうふうになってほしくない、したくないという、そういうお気持ち、保護者の方や地域の中には強くございます。その意味では、もう施設を一体化するということが、方向性が決まっているわけですから、今の段階からもう議論を始めていただきたいんだということなんですね。

ところが、教育委員会のほう、教育委員会のほうというとおかしいですけども、そういう議論は全くまだ始まっていない、これを早目にやっていただきたいということと、ぜひとも、そのときに利活用検討委員会で議論していただくのは結構なんですけれども、地域の人たちが意見を言う場、その意見を聞く場、そういう機会というのは、どうなるのでしょうか。

これは、教育委員会の多分所有財産になるから、教育委員会がやらなければいけないのでしょうか、それとも、教育委員会を乗り越えて、違う、例えば資産管理課がやったりする、そういうことができるんですか、そこはどうなるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 以前、笠間小学校に統合するというときには、統合準備委員会をつくって進めてきたんですけども、その統合準備委員会の中に、そういう利活用ですね、そういうことについては話し合う場があったわけです。

今度、みなみ学園はコミュニティ・スクールになっていきますので、そういう中において、そういう場も設けられるかなと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） じゃあ、統合準備委員会のような、名前は別にしても、そういう委員会的なものをつくっていただけるといふふうに理解していいですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 検討してまいります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 最後にします。検討していただくということは、つくっていただくという方向で検討するというのでいいですね。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 地域の方の意見を十分に吸い上げられるような仕組みをつくっていくということで、検討してまいります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） わかりました。じゃあ、そういう委員会、十分に検討していただけるということで、皆さんにご報告を申し上げたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 14番石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、15日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、ご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、広報委員会がありますので、関係委員は会議室1にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午前11時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 大貫千尋

署名議員 大関久義